

知的所有権ニュース（2016年4月）

〒392-0015

長野県諏訪市中洲1602-3

三枝特許事務所

TEL:0266-53-4197

FAX:0266-58-8602

E-mail: spo@coral.ocn.ne.jp

不順な天候の冬も過ぎ、ようやく穏やかな春日和が続くようになってきました。御柱祭の上社の山出しは盛況のうちに幕を閉じ、弊所のある諏訪市神宮寺地区は、静かに五月の里引きを待っています。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやファクシミリにてお受けしております。 三枝

1. 改正特許法の施行について

既にお知らせしました改正特許法が本年4月1日に施行されました。今回の改正事項としては、①職務発明規定（特許法第35条）における職務発明に係る特許を受ける権利の原始使用者等帰属その他、②特許料金及び商標料金の引き下げ、③先願参照出願の導入などの特許および商標の方式上の取扱いの変更があります。

2. 特許・実用新案審査基準の改訂について

先般大幅に改訂されたばかりの特許・実用新案審査基準ですが、以下の点についてさらに改訂され、いずれも4月1日から適用されることとなりました。

- (1) 食品の用途発明に関する改訂
- (2) 特許権の存続期間の延長に関する改訂
- (3) 特許法条約への加入等を目的とした特許法等の法令改正に伴う改訂

これらの各項目の適用関係は以下の通りです。

上記(1)及び(2)は4月1日以降の審査から適用されます。

上記(3)は4月1日以降の出願に適用されます。

ここで、上記(1)は機能性食品等についての権利保護の充実を図るために従来認められていなかった食品の用途発明に特許を認めるもの、上記(2)は最高裁判決の要旨を審査に適用するもの、上記(3)は改正特許法の施行に伴うものとなっています。

なお、3月下旬には、審査ハンドブックにおいて、プロダクトバイプロセスクレームの取扱いに関する具体例について、若干の記載の修正が行われています。

3. 商標の審査基準の改訂について

既にお知らせしておりましたように、商標審査基準の大幅な改訂が行われ、平成28年4月1日から適用されることになりました。

この改訂では、商標法第3条第1項および第2項について大幅に変更されましたが、実質的には、従来の運用の若干の変更と、従来の運用、或いは、審決・裁判例の要旨などを明記するための大幅な変更とによって構成されたものとなっています。

4. プロダクトバイプロセスクレームの製造方法クレームへの訂正審決

去る3月15日に、最高裁判決により無効理由を内包することとなった物クレーム（特許

第5759172号)を製造方法クレームに訂正することを請求する訂正審判に対して、訂正を認める審決が出されました(訂正2016-39005)。或る程度予想されていたこととはいえ、一つの方向性が出されたように思います。ただし、今後の動向にも目が離せません。

【連絡事項】

・長野県発明協会による無料相談事業

相談日(弊所担当)は以下の通りです。時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。(予約連絡先:各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559)

弊所担当の相談日は以下の通りです。

平成28年 4月15日(金):飯田商工会議所(予約のある場合のみ)

平成28年 7月22日(金):松本市役所(予約のある場合のみ)

平成28年 9月16日(金):飯田商工会議所(予約のある場合のみ)

・諏訪圏特許事務所連合会による発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所:偶数月の第3木曜日:予約連絡先:0266-52-2155

茅野商工会議所:奇数月の第2水曜日:予約連絡先:0266-72-2800(予約がある日のみ)

テクノプラザおかや:毎月第3火曜日:予約連絡先:0266-21-7000

下諏訪商工会議所(ものづくり支援センターしもすわ)

:偶数月の第1水曜日:予約連絡先:0266-27-8533

弊所担当の相談日は以下の通りです。

平成29年 4月 6日(水):下諏訪商工会議所

平成28年 5月17日(火):テクノプラザおかや

平成28年 6月21日(火):テクノプラザおかや

平成28年 8月 3日(水):下諏訪商工会議所

平成28年 9月14日(水):茅野商工会議所(予約のある場合のみ)

・弊所における相談、顧問契約について

弊所では、上記日時以外でも相談に応じております。ただし、事前にお電話等での予約をお願いします。初回の相談は無料ですので、お気軽にご連絡ください。

弊所では企業様との間で顧問契約を締結しています。契約コースは2万円/月、5万円/月の2種類あります。企業訪問、無料相談などを通じて、通常の業務のみでは得られない発明の発掘、詳細な指導、相談対応等の支援を行います。

弊所では特許侵害等のコンサルタント業務も行っています。ご相談ください。